

後期高齢者医療制度



後期高齢者医療制度の対象は次の人です。

- 満75歳の誕生日を迎えた人
- 65歳以上75歳未満で一定の障がいについて広域連合の認定を受けた人

7月中旬に保険料の決定通知を郵送します

保険料は、平成29年中の所得金額と世帯(※)の状況を基に算定し、決定します。

※「世帯」とは、平成30年4月1日時点の世帯(満75歳の誕生日を迎えた人、県外からの転入者などは転入した時点)を基準にしています。

被保険者(加入者)の人には、「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に郵送します。

均等割額	+	所得割額
5万6,085円		$\frac{\text{総所得金額等} - 33\text{万円}}{\text{(基礎控除額)}} \times 10.83\% \text{ (所得割率)}$

保険料は、被保険者個人ごとにかかります。被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額が保険料になります。年額62万円が上限です。

所得状況に応じて、保険料の軽減措置があります

【均等割額の軽減】

同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(※2)の合計額	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額(年額)
33万円(基礎控除額)以下で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)	9割(※1)	5,608円
33万円(基礎控除額)以下	8.5割(※1)	8,412円
[33万円(基礎控除額) + 27.5万円×被保険者数]以下	5割	2万8,042円
[33万円(基礎控除額) + 50万円×被保険者数]以下	2割	4万4,868円

(※1) 原則は7割軽減ですが、特例措置により9割軽減、8.5割軽減になっています。

(※2) 軽減対象所得金額は、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入 - 公的年金等控除 - 15万円」となるなど、例外があります。

【被用者保険の被扶養者だった人の保険料】

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社などの健康保険の被扶養者だった人は、被保険者均等割額が5割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合のことです。国民健康保険、国民健康保険組合は該当しません。

8月1日から被保険者証が「うす緑色」になります

【旧(水色)】
有効期限
7月31日(火)

7月下旬に
役場から郵送

【新しい被保険者証(うす緑色)】
有効期限 8月1日(水)～
2019年7月31日(水)

7月31日(火)までに届かない場合は、役場住民課にお問い合わせください。
※滞納がある場合などは受け取りに来ていただくことがあります。



8月に更新 限度額適用・標準負担額減額認定証

【対象】 世帯全員が住民税非課税の人

○減額認定証をすでに持っている対象の人には、
7月下旬に被保険者証と別便で役場から郵送
します。

○新たに交付を希望する人は役場で手続きが必要です。
持ってくるもの 保険証・認め印
申込先 役場住民課

【旧】有効期限
7月31日(火)



【新】有効期限
8月1日(水)～2019年7月31日(水)

被保険者証の自己負担割合を確認しましょう

医療機関での自己負担割合【1割か3割】※3割負担の人でも、1割負担になる場合があります。

同じ世帯に
75歳以上の被保険者が1人の場合

被 (1割負担)
住民税課税所得が145万円未満

75歳以上
1人のみ (3割負担)
住民税課税所得が145万円以上

ただし… 75歳以上=被保険者

被 A (75歳以上) + 被 B (70~74歳)

被保険者(A)の収入が383万円未満か、
(A)と(B)の収入合計額が520万円未満であれば

1割負担

同じ世帯に
75歳以上被保険者が2人(以上)の場合

被 A (75歳以上) + 被 B (75歳以上)

1割負担 (A)、(B)どちらの人も
住民税課税所得が145万円未満

3割負担 (A)、(B)いずれかの人の
住民税課税所得が145万円以上

ただし…

被 + 被 + …

被保険者全員の収入合計額が
520万円未満であれば

1割負担

問い合わせ先 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎651-3111 役場住民課 ☎963-1733 (直)